

駅周辺施設活性化推進会議（アスピラート）設置要綱

令和3年3月18日制定

（設置）

第1条 本市の文化芸術の振興を図るため、防府市地域交流センターの利用促進に向けた施策について、広く意見を求めるため、駅周辺施設活性化推進会議（アスピラート）設置要綱（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議の所管事項は、次のとおりとする。

- （1） 防府市地域交流センターの活性化施策に関する事項
- （2） 関連文化施設と連携した文化芸術振興に関する事項
- （3） その他必要な事項

（組織）

第2条 推進会議は、委員9人以内をもって組織し、委員は、別表に掲げる者（法人又は団体にあつては、当該法人又は団体の長が指名する者）の内から市長が依頼する。

（会長及び副会長）

第3条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ、委員の互選により選任する。

2 会長は推進会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

（会議）

第5条 推進会議は、会長が招集し、その議長は会長をもって充てる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できないときは、あらかじめ代理出席届（第1号様式）を提出し、会長の承認を得て代理人を出席させることができる。ただし、代理人は当該団体の構

成員に限る。

4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、防府市地域交流部文化・スポーツ課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公益財団法人防府市文化振興財団
防府市議会
防府市文化協会
大村能章顕彰会
防府商工会議所
一般社団法人防府観光コンベンション協会
防府地域振興株式会社
株式会社周防夢座
防府市地域交流部長

第1号様式

年 月 日

駅周辺施設活性化推進会議（アスピラート）

会長

団体名 _____

住 所 _____

代表者 _____

代理出席届

防文ス第〇〇号によりご案内いただきました駅周辺施設活性化推進
会議（アスピラート）について、下記の者を〇〇〇〇の代理出席者と
して届け出ます。

記

代理出席者

団体名 _____

氏 名 _____